

農林水産省設置法の一部を改正する法律案の概要

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革を着実に推進するため、農林水産省の地方組織について、現場と農政を結ぶための相談業務や輸出促進業務を所掌事務として明示するとともに、機動的な対応力を高めるための体制を整備する。

改正の概要

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革を現場で着実に推進するため、地域センターを見直し、「地域農政のコンサルタント」として、地方農政局長直属の地方参事官を県庁所在地等に配置することとし、その所掌を明示。
- 農林水産物等の輸出拡大を図るため、地方農政局等の所掌事務に、農林水産省の所掌事務に係る物資の輸出促進に関する事務を明示。

現 行

農林水産省(本省)

地方農政局等

※ 北海道は北海道農政事務所

地域センター

- 統計調査
 - 食品表示監視
 - 経営所得安定対策の交付事務 等
- [全国103ヶ所(支所を含む)]

再 編 後

農林水産省(本省)

地方農政局等

※ 北海道は北海道農政事務所

・ 所掌事務に、輸出促進に関する事務を明示 (第18条第1項、第20条第1項)

・ 所掌事務に、相談に関する事務を明示 (第18条1項、第20条1項)

○ 地方参事官 を各県庁所在地等に配置。現場と農政を結ぶための相談業務を担当し、「地域農政のコンサルタント」として、農政改革を現場で推進

- 統計調査
- 食品表示監視
- 経営所得安定対策の交付事務 等

現場と農政を結ぶ部門を新設

地域センターは廃止
(改正前第19条、第22条)
業務を外部化・合理化

効果

- 「現場に伝える」「現場の声を汲み上げる」「現場とともに解決する」という現場と農政を結ぶ機能を充実し、農政改革を着実に推進。
- 地方組織における、農林水産行政の機動的な展開。